

教育長日記 (平成25年9月6日)

青い空に浮かぶ白い雲 38

— 「いじめ防止対策推進法」 —

東大和市教育委員会 教育長 真如昌美

平成25年6月25日公布の「いじめ防止対策推進法」が9月28日から施行されます。その概要を平成25年6月28日「官報」に基づき紹介します。全体については、「いじめ防止対策推進法」をご確認下さい。(※は官報に法から私が追記した部分)

第一章 総則 (第一条～第十条)

(目的)

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とすることとした。 (第一条関係)

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。 (第二条関係)

(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。 (第三条関係)

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(第四条関係)

※ (国、地方公共団体、学校の設置者の役割と責務)

国、地方公共団体学校の設置者は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、以下のことについて策定・実施するとともに責務を有する。

国は、いじめ防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する。地方公共団体は、いじめ防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。 (第五条、第六条、第七条関係)

※ (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。 (第八条)

※ (保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための配置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解釈してはならず、また、全第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(第九条)

第二章 いじめ防止基本方針等 (第十一条～第十四条)

(いじめ防止基本方針)

文部科学大臣は、関係機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）をさだめるものとする。（第十一条関係）

（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとした。（第十二条関係）

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとした。（第十三条関係）

（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関する期間及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるようにした。（第十四条関係）

第三章 基本的施策（第十五条～第二十一条）

（学校におけるいじめ防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならないこととした。（第十五条関係）

（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。（第十六条関係）

第四章 いじめ防止に関する措置（第二十二条～第二十七条）

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこととした。（第二十二条関係）

（いじめに対する措置）

- (1) 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとることとした。
- (2) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならないこととした。（第二十三条関係）

第五章 重大事態への対処（第二十八条～第三十三条）

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととした。（第二十八条関係）
- (2) 重大事故が発生した場合には、学校の設置者等は、(1)の調査の結果について調査を行うことができることとしたとともに、その調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同様の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずることとした。（第二十九条～第三十三条関係）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならないこととした。（第三十四条関係）

施行期日 この法律は公布の日から起算して三カ月を経過した日から施行することとした。